

答申番号	平成 30 年度答申第 2 号
諮問日	平成 30 年 10 月 19 日
答申日	平成 31 年 1 月 9 日
事件番号	30 総第 63 号
答申概要	<p>(審査会の結論)</p> <p>本件審査請求は、不適法であり行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により却下すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>1 本件審査請求に係る審理手続について</p> <p>本件審査請求に係る審理手続は適正に行われたものと認められる。</p> <p>2 審査会の判断について</p> <p>平成 30 年 5 月 23 日付け 30 税第 410-5 号「市税の納税に係る相続人代表の指定について(通知)」は、行政指導であり審査請求の対象となる処分ではない。</p> <p>3 結論</p> <p>よって、「第 1 審査会の結論」のとおり当審査会として判断するものである。</p> <p>付記</p> <p>なお、平成 30 年 7 月 3 日付け 30 税第 410-5 号「相続人代表者指定通知書」による相続人代表者指定に係る処分についての考え方は以下のとおりである。</p> <p>1 法令等の規定等について</p> <p>(1) 地方税法第 9 条の 2 第 1 項では、「納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第 13 条を除く。）においては、第 11 条第 1 項に規定する第二次納税義務者及び第 16 条第 1 項第 6 号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。」とある。</p> <p>(2) 同条第 2 項では「地方団体の長は、前項前段の場合において、すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者としてすることができる。この場合において、その指定をした地方団体の長は、その旨を相続人に通知しなければならない。」としている。</p> <p>2 本件処分の判断について</p> <p>(1) 地方税法第 9 条の 2 第 1 項で規定する相続人代表者の指定は、審査請求人も反論書で触れているとおり、「相続人の中で代表して通知を受け取る者」を指定するものであり、相続協議、相続手続に関して、何ら効果を与えるものではない。</p> <p>(2) 地方税法第 9 条の 2 第 2 項で、地方公共団体の長は、相当の期間内に相続人代表者の届け出がないときは、相続人の一人を指定し代表者としてしている。</p> <p>(3) 地方税法第 9 条の 2 第 2 項中の「相当の期間」は、地方公共団体の長の裁量により決められるものである。</p> <p>(4) 本件は、審査請求人から 1 か月以上経過後も相続人代表者の届け出がなされず、相当の期間経過後の相続人代表者の指定の処分と認められる。</p>